

## 特別企画 : 最低賃金改定に関する企業の意識調査

# 『小売』の48.9%が給与体系を見直し ～最低賃金改定、消費回復には不十分と認識～

### はじめに

2016年10月1日から20日にかけて最低賃金が改定される。2016年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった2002年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で700円を上回ることとなった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。<sup>1</sup>

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB景気動向調査2016年9月調査とともに行った。

※調査期間は2016年9月15日～9月30日、調査対象は全国2万3,710社で、有効回答企業数は1万292社（回答率43.4%）。

※本調査における詳細データは景気動向調査専用HP(<http://www.tdb-di.com/>)に掲載している。

### 調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は35.0%となり、特に非正社員を多く抱える『小売』や『運輸・倉庫』『製造』で4割を超えた。他方、「見直していない（検討していない）」企業は49.1%となった。地域別では、『北海道』（43.4%）が最も高く、『九州』（40.7%）、『中国』（40.2%）で4割を上回った
2. 従業員を実際に採用するときの最も低い時給は、全体平均で約958円。最低賃金（823円）を135円上回る。『東京』において最低賃金と採用時最低時給の差額が最も大きかったが、差額が大きい地域は西日本が上位を占めた
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が40.5%で最多。「妥当」は「高い」（11.6%）、「低い」（18.1%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が57.9%で最多。「プラスの影響がある」は1.7%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は21.7%と2割を超えた
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は10.2%にとどまる一方、「ない」は53.7%と半数を超えており、消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が多数を占める

1 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で25円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに21～25円引き上げられ時給714～932円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

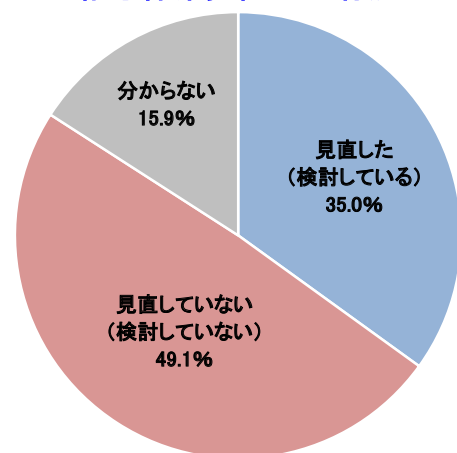
## 1. 企業の3社に1社が給与体系を「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が49.1%となった<sup>2</sup>。他方、「見直した（検討している）」企業は35.0%で3社に1社が見直しを実施または検討していた。約半数の企業は給与体系に変更を加えていないものの、最低賃金の改定への対応として給与体系を見直した企業も多くみられており、最低賃金が比較可能な2002年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業を業界別に見ると、『小売』が48.9%となり半数近くにのぼった。非正社員の雇用割合が高く、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながっている様子がうかがえる。以下、『運輸・倉庫』（43.4%）、『製造』（41.0%）が4割を超えた一方、『金融』は1割台にとどまるなど、業界間で大きく対応が異なった。見直した企業を地域別にみると、『北海道』（43.4%）が最も高く、次いで『九州』（40.7%）、『中国』（40.2%）となり、3つの地域が4割を上回る結果となった。

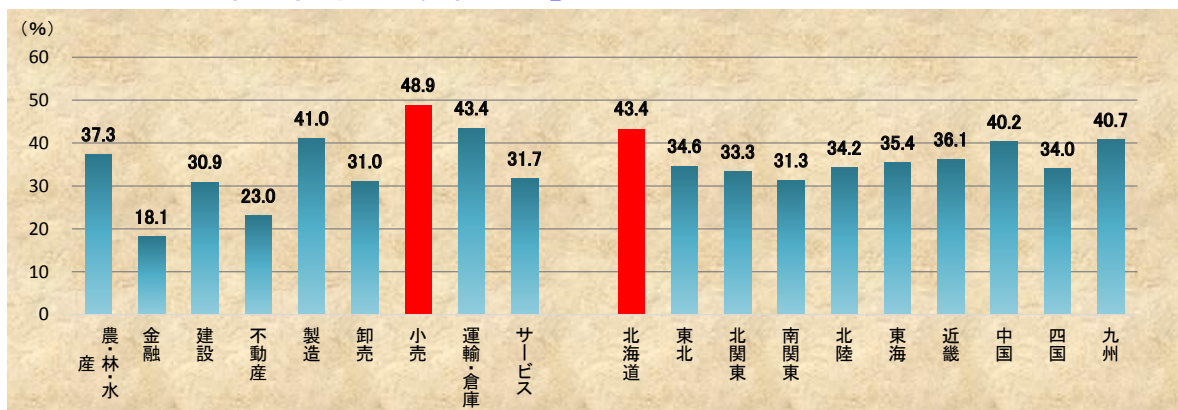
給与体系を見直した理由について、企業からは「人材確保のほか、働きやすい職場環境づくりや中途離脱者防止のため」（農業協同組合、北海道）や「非正規社員不足による人材補充への応募対応、および政府の最低賃金引上げへの対処」（貸事務所、福岡県）、「より働きやすく、成果を上げた、または頑張っている社員への評価制度を見直し、人事給与制度を抜本的に見直した」（投資業、広島県）といった声があがっており、最低賃金での採用の有無にかかわらず、人事評価も含めた給与体系の見直しを行うなど、人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子がうかがえる。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業1万292社

給与体系を「見直した」企業の割合～業界・地域別～



2 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

## 2. 従業員採用時の最も低い時給は平均 958 円、最低賃金を 135 円上回る

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、全体平均は約 958 円となり、改定後の最低賃金の全体平均 823 円を 135 円上回る金額となった<sup>3</sup>。

都道府県別で比較すると、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは『東京都』で、差額は+165 円（採用時最低時給約 1,097 円）となった。以下、『島根県』（+162 円、同 880 円）や『沖縄県』（+161 円、同 875 円）、『鹿児島県』（+159 円、同 874 円）、『福岡県』（+156 円、同 921 円）が続き、西日本を中心に最低賃金と採用時の最低時給の差額が大きくなっている。また、両者間の乖離率をみると 7 県が 2 割以上となったものの、東日本では原発事故からの復旧が続く『福島県』が乖離率 21.5%と高水準となった。

制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、とりわけ地域間の格差が顕著に表れる結果となった。

### 最低賃金と採用時最低時給～都道府県別～

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1: 2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3: 乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4: 集計可能な企業を対象に算出

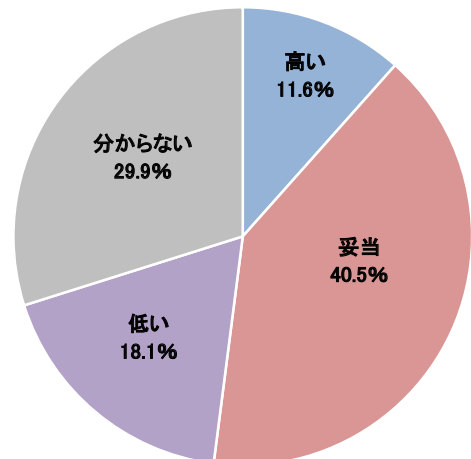
注5: 母数は有効回答企業1万292社

3 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

### 3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が4割で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が40.5%にのぼり、「低い」(18.1%)を22.4ポイント上回った。「高い」は11.6%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子がうかがえる。

引き上げ額の妥当性



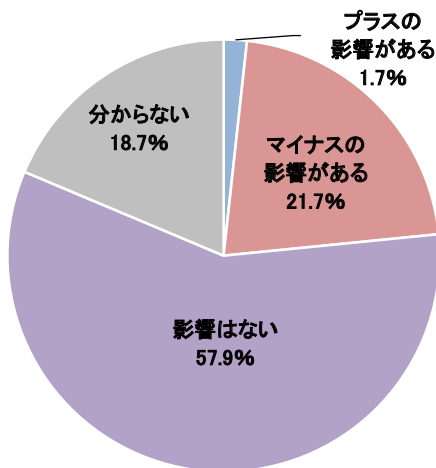
注：母数は有効回答企業1万292社

### 4. 業績への影響、企業の21.7%が「マイナスの影響」と認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が57.9%で最多となった。他方、「プラスの影響がある」は1.7%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は21.7%と2割を超えており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業が多くみられた。

また、自社業績への影響と引き上げ額の妥当性の関連をみると、引き上げ額が「高い」と感じている企業ほど自社業績に「マイナス」と捉える傾向がある。とりわけ、「飲食店」や「家具類小売」、「飲食料品小売」で、この傾向が顕著に表れた。

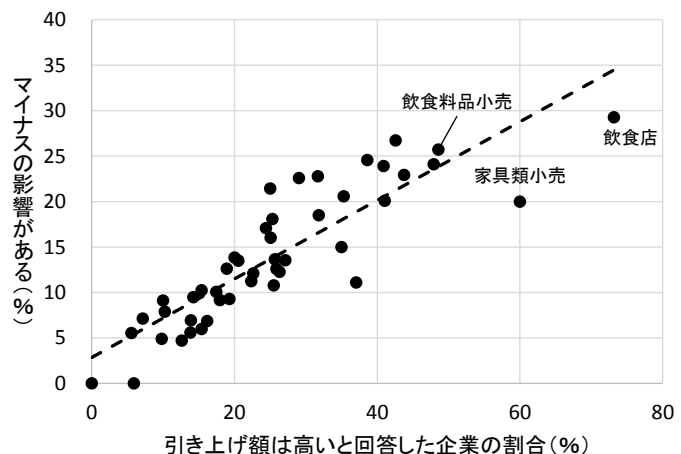
自社業績への影響



注：母数は有効回答企業1万292社

引き上げ額と業績への影響

～業種別～



#### 4. 消費回復への効果、半数を超える企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は10.2%だった一方、「ない」は53.7%と半数を超えた。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「家計の収支構造が変化しているなか、一概に所得を増やしたからといって消費活動が好転するとは言えない」（自動車車体・付随車製造、北海道）や「非正規雇用者の増加に歯止めがかからない状況で、最低賃金の引き上げだけで今後の消費回復に効果があるとは考えられない。根本的な雇用対策、生涯賃金レベルが改善されなければ意味がない」（農業協同組合、大阪府）といった、生涯所得が増えなければ消費に結びつかないという意見があがった。他方、消費回復が「ある」とする企業からは、「全産業で最低賃金を1,000円程度に上げるべき。賃金の底上げをすることで消費の拡大につながる」（パン・菓子製造、大阪府）や「企業が内部留保をためやすい状況のため、最低賃金の増加は長期的にみて良い手だと思う」（製缶板金、熊本県）などの声も聞かれた。

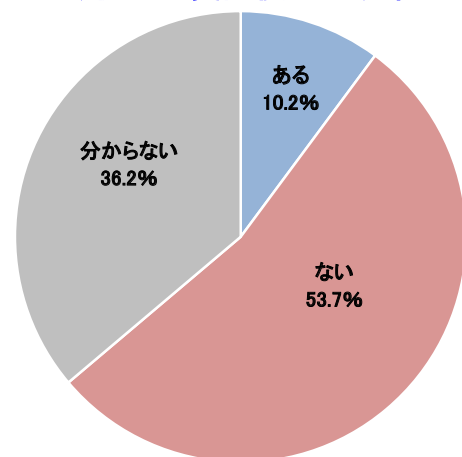
#### まとめ

2016年度の最低賃金改定は10月1日から中旬にかけて全国で実施されるが、今回の引き上げ額は2002年度以降で過去最大となった。また、個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて3割を超える企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。また、最低賃金の引き上げが自社の業績に「マイナスの影響がある」と考えている企業も2割を超えており、なかでも、非正社員を多く抱える「飲食店」や「飲食料品小売」「家具類小売」などを含む『小売』において、引き上げ額と業績への影響との関連が顕著に表れていた。

他方、従業員を採用する際の最低時給は、最低賃金を平均して135円上回っている。最低賃金の地域間格差は幾分縮小したとされるものの、実際の採用時の賃金には依然として乖離が生じていることが明らかとなった。ただし、最低賃金の引き上げで消費の回復につながると考える企業が少ないなかで、「人材派遣料の値上がりや諸消費財の値上がりに繋がってきて、経営を圧迫して来るのではないかと危惧する」（工業用プラスチック製品製造、東京都）など、コスト負担増加に対する企業の懸念を払しょくする対策が同時に投入される必要がある。

今後の消費回復への効果



注：母数は有効回答企業1万292社

## 調査先企業の属性

## 1. 調査対象(2万3,710社、有効回答企業1万292社、回答率43.4%)

## (1) 地域

北海道	542	東海(岐阜 静岡 愛知 三重)	1,179
東北(青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島)	627	近畿(滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山)	1,700
北関東(茨城 栃木 群馬 山梨 長野)	706	中国(鳥取 島根 岡山 広島 山口)	584
南関東(埼玉 千葉 東京 神奈川)	3,307	四国(徳島 香川 愛媛 高知)	321
北陸(新潟 富山 石川 福井)	579	九州(福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄)	747
		合計	10,292

## (2) 業界(10業界51業種)

農・林・水産	59			飲食料点小売業	70
金融	127			繊維・繊維製品・服飾品小売業	31
建設	1,468			医薬品・日用雑貨品小売業	27
不動産	291			家具類小売業	5
製造	飲食料品・飼料製造業	336	(436)	家電・情報機器小売業	41
	繊維・繊維製品・服飾品製造業	114		自動車・同部品小売業	65
	建材・家具・窯業・土石製品製造業	251		専門商品小売業	143
	パルプ・紙・紙加工品製造業	101		各種商品小売業	48
	出版・印刷	190		その他の小売業	6
	化学品製造業	425		運輸・倉庫	463
	鉄鋼・非鉄・鉱業	524		飲食店	41
	機械製造業	447		電気通信業	17
	電気機械製造業	343		電気・ガス・水道・熱供給業	8
	輸送用機械・器具製造業	101		リース・賃貸業	117
(3,011)	精密機械・医療機械・器具製造業	83	サービス	旅館・ホテル	34
	その他製造業	96		娯楽サービス	56
	飲食料品卸売業	346		放送業	14
	繊維・繊維製品・服飾品卸売業	185		メンテナンス・整備・検査業	159
	建材・家具・窯業・土石製品卸売業	351		広告関連業	117
	紙類・文具・書籍卸売業	111		情報サービス業	408
	化学品卸売業	280		人材派遣・紹介業	57
	再生資源卸売業	36		専門サービス業	215
	鉄鋼・非鉄・鉱業卸売業	316		医療・福祉・保健衛生業	102
	機械・器具卸売業	936		教育サービス業	20
(2,900)	その他の卸売業	339	(1,493)	その他サービス業	128
				その他	44
				合計	10,292

## (3) 規模

大企業	2,194	21.3%
中小企業	8,098	78.7%
(うち小規模企業)	(2,526)	(24.5%)
合計	10,292	100.0%
(うち上場企業)	(276)	(2.7%)

## 2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

## 【内容に関する問い合わせ先】

(株) 帝国データバンク 産業調査部 情報企画課

担当：窪田剛士 TEL 03-5775-3163 e-mail keiki@mail.tdb.co.jp

当リリース資料の詳細なデータは景気動向調査専用 HP (<http://www.tdb-di.com>) をご参照下さい。

リリース資料以外の集計・分析については、お問い合わせ下さい(一部有料の場合もございます)。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。